

第5期上里町障害福祉計画
第1期上里町障害児福祉計画
(素案)

平成30年(2018年)1月
上里町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 他の計画との関係	1
3 計画の対象者	1
4 計画の期間	2
5 計画期間中の見直しについて	2
第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量	3
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する数値目標	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
(3) 地域生活支援拠点等の整備	4
(4) 福祉施設から一般就労への移行	4
(5) 障害児支援の提供体制の整備	5
2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	6
(1) 訪問系サービス	6
(2) 日中活動系サービス	7
(3) 住居系サービス	13
(4) 相談支援	15
3 障害児支援事業に関する各事業の見込量	17
(1) 障害児通所支援事業	17
(2) 障害児相談支援事業	20
4 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量	22
第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進	33
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制	33
2 団体、事業者等を含めた広域的な連携	33
3 障害福祉サービス等や障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する情報の提供	33
4 障害福祉事業者の質の確保と支援	33
5 障害福祉計画及び障害児福祉計画の点検及び評価	33
※ 参考資料（上里町障害者数の推移）	34
※ 策定経過	35

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第5期上里町障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年（2006年）厚生労働省告示第395号：平成26年（2014年）5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度（2020年度）における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

そして、平成28年（2016年）5月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成30年（2018年）4月に施行されることになり、市町村は、改正後の障害者総合支援法の規定により、新たなサービスにも対応した「第5期障害福祉計画」を策定することとなりました。また、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられ、上里町は「第5期障害福祉計画」と「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定することとなりました。

2 計画の位置付け

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県の計画との整合性を図りながら、上里町基本計画に即した「上里町地域福祉計画」及び、「上里町障害者計画(障害者基本法に基づく市町村障害者計画)」との整合を考慮し、策定するものです。

3 計画の対象者

「第5期上里町障害福祉計画」の対象者とは、「障害者総合支援法」に規定された

- ・「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
- ・「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年（2004年）法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者

・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

また「第1期上里町障害児福祉計画」の対象者とは、「児童福祉法」に規定された

- ・身体に障害のある18歳未満である者
- ・知的障害のある18歳未満である者
- ・精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」（平成16年（2004年）法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者

のことをいいます。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間としています。

5 計画期間中の見直しについて

わが国は、平成26年（2014年）1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法や障害者総合支援法の改正、及び障害者差別解消法の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	平成32年度(2020年度)末までの地域移行者数	平成32年度(2020年度)末の施設入所者数
考え方	国	平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者の9%以上の地域移行
	県	国基本指針のとおり
	町	県と同様
目標	設定方法	平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数 29人×9%
	目標	3人
		※設定しない理由 埼玉県の設定しない理由と同様で、入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況のため

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
考え方	国	平成32年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する
	県	国基本指針のとおり
	町	県と同様
目標	設定方法	本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同設置
	目標	設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目		地域生活支援拠点等の整備
考え方	国	平成 32 年度（2020 年度）末までに各市町村又は各圏域に 1 つ以上整備する
	県	国基本指針のとおり
	町	県と同様
目標	設定方法	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同整備
	目標	1 つ

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目		平成 32 年度（2020 年度）中の一般就労への移行者数	平成 32 年度（2020 年度）末の就労移行支援事業の利用者数	平成 32 年度（2020 年度）の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	平成 32 年度（2020 年度）の就労定着支援による職場定着率の増加
考え方	国	福祉施設からの一般就労者数を平成 28 年度（2016 年度）実績の 1.5 倍以上	就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度（2016 年度）末から 2 割以上増加	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上	就労定着支援事業利用者の支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様	県と同様	県と同様	県と同様
目標	設定方法	平成 28 年度（2016 年度）の一般就労への移行者数 4 人 ×1.5	平成 28 年度（2016 年度）の就労移行支援事業利用者 6 人 ×1.8	国の方向性に従い設定	国の方向性に従い設定
	目標	6 人	11 人	50%	80%

(5) 障害児支援の提供体制の整備

項目		児童発達支援センターの設置	保育所等訪問支援の実施	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
考え方	国	平成 32 年度（2020 年度）末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に 1 か所以上設置	平成 32 年度（2020 年度）末までに全ての各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	平成 32 年度（2020 年度）末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で 1 か所以上確保	平成 30 年度（2018 年度）末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置
	県	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり	国基本指針のとおり
	町	県と同様	県と同様	県と同様	県と同様
目標	設定方法	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同設置	平成 30 年度及び平成 31 年度に検討	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同設置	本庄市、上里町、美里町、神川町の 1 市 3 町での共同設置
	目標	1 か所	平成 32 年度構築	各 1 か所	設置済み

2. 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事等の援助を行うサービス。 対象者：障害者等
重度訪問介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス。 対象者：重度の肢体不自由又は重度の行動障害を有する人で常時介護を必要とする人。
同行支援	外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス。 対象者：移動に著しい困難がある視覚に障害がある人。
行動援護	行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うサービス。 対象者：自己判断能力が制限されている人。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供するサービス。 対象者：常時介護が必要で、その程度が非常に高い人

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	16人	16人	16人	17人	18人	19人
月の利用時間	129時間	131時間	131時間	140時間	149時間	158時間

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用時間は、平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）の1人当たりの利用時間と障害者等の地域生活への移行を見込みヘルパーを1回プラスし、設定します。

- ・ 1人あたり利用時間

1,561時間（過去3年の平均時間）÷12月≒130（時間/月）

- ・ 1人あたり見込み時間 130時間÷16人（過去3年の平均人数）≒8.13（時間/月）＋ヘルパー1回分（1～1.5時間）≒1人あたり 9（時間/月）

確保の方策は民間事業者により確保を図ります。また、重度障害者等包括支援については、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる事業者の確保を図ります。

（2）日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型）」、「就労継続支援(B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□生活介護

サービス名	内 容
生活介護	主に日中食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービス。 対象者：常に介護を必要とする人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	61人	62人	66人	68人	70人	72人
延べ利用日数	1,187日	1,182日	1,281日	1,496日	1,540日	1,584日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□自立訓練（機能訓練）

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間行うサービス。 対象者：身体障害者、難病等対象者。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
延べ利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	22日

【見込量・確保の方策】

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）は利用者がいませんでした。

平成30年度（2018年度）、平成31年度（2019年度）は現状のまま推移し、障害者のニーズ等を考慮し平成32年度（2020年度）に1人の利用者を見込みます。1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□自立訓練（生活訓練）

サービス名	内 容
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間行うサービス。 対象者：知的障害者、精神障害者。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
延べ利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	22日

【見込量・確保の方策】

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）は利用者がいませんでした。

平成30年度（2018年度）、平成31年度（2019年度）は現状のまま推移し、障害者のニーズ等を考慮し平成32年度（2020年度）に1人の利用者を見込みます。1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労移行支援

サービス名	内 容
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。 対象者：一般企業等への就労を希望する人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	4人	6人	8人	9人	10人	11人
延べ利用日数	49日	71日	135日	198日	220日	242日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労継続支援（A型）

サービス名	内 容
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。 対象者：一般企業等への就労が困難な人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	2人	2人	1人	2人	4人	6人
延べ利用日数	21日	24日	6日	44日	88日	132日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、利用実績（現に利用している人の数）等から設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労継続支援（B型）

サービス名	内 容
就労継続支援（B型）	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。 対象者：一般企業等への就労が困難な人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	42人	44人	43人	44人	45人	46人
延べ利用日数	727日	743日	766日	968日	990日	1,012日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

就労定着支援

サービス名	内 容
就労定着支援	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービス。 対象者：就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)				2人	4人	6人

【見込量・確保の方策】

平成30年度（2018年度）からの新規サービスとなります。

今後の障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□療養介護

サービス名	内 容
療養介護	病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行うサービス。 対象者：医療と常時介護を必要とする人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	4人	4人	3人	3人	3人	3人

【見込量・確保の方策】

利用実績（現に利用している人の数）等から利用者数の見込みを設定します。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

□短期入所

サービス名	内 容
短期入所 (福祉型、医療型)	施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行うサービス。 対象者：介護者の病気などの理由により一時的に障害者施設等への入所を必要とする人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	8人	11人	12人	14人	16人	18人
延べ利用日数	109日	121日	126日	154日	176日	198日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用実績等から1人あたり11日として設定します。

※延べ利用日数＝利用者数×11日

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。相談支援事業所と連携をとり、情報提供に努めます。

(3) 住居系サービス

住居を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」、「自立生活援助」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□共同生活援助（グループホーム）

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまた食事の介護その他の日常の生活支援を行うサービス。 対象者：障害者

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	25人	24人	25人	26人	27人	28人

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の見込み量は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績を勘案し設定します。

確保の方策は、施設からの移行を支援したり、地域移行後の居所としてのグループホームの新設を支援します。

□施設入所支援

サービス名	内 容
施設入所支援	夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行うサービス。 対象者：夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援等の訓練を受けている障害のある人で単身の生活が困難な人及び通所が困難な人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	28人	29人	28人	28人	28人	28人

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）実績見込みの施設入所者数を現状の数として、その数が継続することを見込みとします。

確保の方策はより多くの待機者が入所できるよう、民間事業者に体制の充実を促していきます。

□自立生活援助

サービス名	内 容
自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。 対象者：障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)				0人	0人	1人

【見込量・確保の方策】

平成30年度（2018年度）からの新規サービスとなります。

今後の単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする方を対象に相談支援を行います。サービスとしては「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□計画相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行うサービス。 対象者：障害福祉サービス又は地域生活支援事業を利用する全ての障害のある人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
延べ利用者数	91人	125人	141人	158人	175人	192人

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

□地域移行支援

サービス名	内 容
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行うサービス。 対象者：障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院等に入院している精神障害のある人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人

【見込量・確保の方策】

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）は利用者がいませんでした。

平成30年度（2018年度）、平成31年度（2019年度）は現状のまま推移し、今後の障害者のニーズ等を考慮し平成32年度（2020年度）に1人の利用者を見込みます。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

□地域定着支援

サービス名	内 容
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行うサービス。 対象者：居宅において単身で生活する障害のある人。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	1人

【見込量・確保の方策】

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）は利用者がいませんでした。

平成30年度（2018年度）、平成31年度（2019年度）は現状のまま推移し、今後の障害者のニーズ等を考慮し平成32年度（2020年度）に1人の利用者を見込みます。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

3. 障害児支援事業に関する各事業の見込量

(1) 障害児通所支援事業

療育指導・障害児通所支援が必要と判断した児童を支援するサービスとして、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

また、平成30年度（2018年度）より「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」が新たに位置づけられました。

□児童発達支援

サービス名	内 容
児童発達支援 医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練等を行うサービス。 対象者 児童発達支援：集団及び個別療養を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。 医療型児童発達支援：肢体不自由があり、理学療養等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	6人	5人	7人	8人	9人	10人
延べ利用日数	21日	25日	59日	104日	117日	130日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用実績等から1人あたり13日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×13日

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

なお、「医療型児童発達支援」については、「児童発達支援」と対象者が違うだけでサービス内容は同じで、かつ事業所数が少ないため、「児童発達支援」に要素を含めるものとします。

□放課後等デイサービス

サービス名	内 容
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うサービス。 対象者：学校通学中の障害のある児童。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	17人	31人	36人	43人	50人	57人
延べ利用日数	237日	454日	553日	645日	750日	855日

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の実績等を勘案し、1月あたりの利用日数は、利用実績等から1人あたり15日として設定します。

※ 延べ利用日数＝利用者数×15日

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□保育所等訪問支援

サービス名	内 容
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。 対象者：保育所等に通う障害児。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)	1人	1人	1人	2人	3人	4人

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）の見込み量は、今後の障害児のニーズ等を考慮し設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□居宅訪問型児童発達支援

サービス名	内 容
居宅訪問型 児童発達支援	事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービス。 対象者：重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
利用者数 (人/月)				0人	0人	1人

【見込量・確保の方策】

平成30年度（2018年度）からの新規サービスとなります。

今後の地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	内 容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
配置人数				0人	0人	1人

【見込量・確保の方策】

平成30年度（2018年度）から新たに位置づけられる取り組みです。

今後の地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

(2) 障害児相談支援事業

□障害児相談支援

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービス。 対象者：障害児福祉サービス又は地域生活支援事業を利用する全ての障害のある児童。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
延べ利用者数	1人	0人	7人	7人	8人	9人

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降は、障害児通所支援の利用児童数、障害児相談支援が行える事業所の数等を勘案して見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

4. 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の必須事業と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

※必須事業

□理解促進研修・啓発事業

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障害のある人等に対する差別や偏見が生じないよう町民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・ 啓発事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

平成32年度（2020年度）の実施を目指し、研修・啓発の事業を実施します。

確保の方策は本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同開催など、開催の機会を作ります。

□自発的活動支援事業

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより共生社会の実現を図ります。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

平成32年度（2020年度）の実施を目指します。

確保の方策は多くの障害者やその家族、地域住民の自発的活動について、災害時要援護者などの制度との連携をふまえ、実施団体等への委託・補助による支援の方法等を研究していきます。

□相談支援事業

サービス名	内 容
相談支援事業	障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基幹相談支援センター	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

障害者相談支援事業の実施箇所数は、現状通りを見込みます。基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業は、平成32年度（2020年度）の実施を目指します。

※相談支援事業所

- 身体・障害者支援センターさわやか（友愛会）
- 知的・障害者支援センターさわやか（梨花の里）
- 精神・障害者生活支援センターみさと

確保の方策は障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業に関しては、本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同事業として委託により実施しており、引き続き同様に実施します。

基幹相談支援センターは、本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町で、地域にあった基幹相談支援センターについて検討を重ね、平成32年度（2020年度）の共同設置を目指します。

住宅入居等支援事業は、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業の中で実施することを目指します。

□成年後見制度利用支援事業

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害のある人の権利擁護を図ります。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	1人/年	1人/年	2人/年	2人/年	2人/年	2人/年

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの利用実績をもとに利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者に対し、後見人報酬等必要となる経費を助成することにより、成年後見制度の利用を助成します。

□成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民（町民）後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）は利用者がいませんでした。

平成32年度（2020年度）の実施を見込みます。

確保の方策は市民後見人の育成、活用を含め、法人後見を支援します。

□意思疎通支援事業

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚及び音声又は言語機能に障害のある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

(延べ件数)

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	147件	133件	107件	134件	134件	134件
手話通訳者設置事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

手話通訳者設置事業については、平成32年度（2020年度）に実施を見込みます。

確保の方策は県等が行う研修事業の情報提供を積極的に行います。

手話通訳者派遣事業は、本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町の共同で行い、本庄市社会福祉協議会へ委託することで安定した事業を実施します。

要約筆記者派遣事業は、埼玉県聴覚障害者情報センターへ委託することで確保します。

手話通訳者設置事業は、平成32年度（2020年度）の実施に向けて検討を行います。

□ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与を行います。

■ これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

(延べ件数)

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用	1件	0件	0件	1件	1件	1件
自立生活支援用	0件	2件	1件	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	2件	2件	1件	2件	2件	2件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	464件	456件	579件	618件	657件	696件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0件	0件	2件	2件	2件	2件

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は給付にあたって、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具を、より低廉な価格で購入し給付に努めます。

排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

□手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成します。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成 研修事業	2人	8人	4人	5人	5人	5人

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの利用実績をもとに利用量の見込みを設定します。

確保の方策は県等が行う研修事業の周知を行います。

本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同開催をし、本庄市社会福祉協議会への共同委託とします。

また、多くの人に感心を持って参加していただけるよう、広報誌等を利用して周知に努め、より参加しやすいように開催日・会場等を工夫します。修了者には、奉仕員としての登録を行い、地域での活動を啓発します。

□移動支援事業

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は実利用者数、時間数は延べ時間数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	3人 303時間	2人 170時間	3人 253時間	4人 288時間	4人 288時間	4人 288時間

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ登録事業者に補助金の交付をすることにより、適切なサービスの提供を支援します。

□地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	内 容
地域活動支援センター機能強化事業	利用者を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は延べ利用者数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター機能強化事業	2箇所 1,285人	2箇所 1,235人	2箇所 850人	2箇所 1,124人	2箇所 1,124人	2箇所 1,124人

【見込量・確保の方策】

地域活動支援センター機能強化事業の実施箇所数は、現状通りを見込みます。

※地域活動支援センター・・・精神障害者生活支援センターみさと

・・・地域活動支援センターポノポノ

延べ利用者数の平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の延べ利用者数は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの利用実績をもとに利用者数の見込みを設定します。

確保の方策は本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同事業として委託により実施しており、引き続き同様に実施します。

※任意事業

□訪問入浴サービス事業

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者により自宅以外での入浴が困難な人の自宅に、事業者を派遣して入浴サービスの提供を行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は実利用者数、回数は延べ利用回数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	1人 82回/年	1人 64回/年	1人 96回/年	1人 96回/年	1人 96回/年	2人 192回/年

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）、平成31年度（2019年度）は現状のまま推移し、今後の障害児のニーズ等を考慮し平成32年度（2020年度）に1人の利用者を見込みます。

確保の方策は専門的な技術を持つ事業所に委託することにより適切なサービスを提供します。

□日中一時支援事業

サービス名	内 容
日中一時支援事業	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は実利用者数、時間数は延べ時間数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日中一時支援事業	7人 174時間	7人 463時間	6人 183時間	8人 192時間	10人 201時間	12人 210時間

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの利用実績をもとに見込みを設定します。

確保の方策はサービス提供量と近隣で利用できるサービス事業所の選択を増やし、利用者の便宜を図るため事業所の新規登録を支援します。

また、登録事業所にサービスの利用に応じて補助金を交付することで事業の支援を行います。

□巡回支援専門員整備事業

サービス名	内 容
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を持った専門員が保育所等で巡回支援を実施し、発達障害児の早期発見を行うとともに、保護者や職員に対し、子供にあった支援の方法の助言を行います。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（延べ利用回数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
巡回支援専門員整備事業	12回	27回	23回	27回	31回	35回

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの利用実績をもとに利用量の見込みを設定します。

確保の方策はより多くの子供の支援が行えるよう、巡回支援の充実をしていきます。

社会参加支援事業

サービス名	内 容
レクリエーション活動等支援事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

（人数は延べ利用者数）

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
レクリエーション活動等支援事業	71人/年	64人/年	60人/年	66人/年	66人/年	66人/年

【見込量・確保の方策】

平成29年度（2017年度）利用実績見込みは、平成29年（2017年）4月から平成29年（2017年）9月までの利用実績を勘案し設定します。

平成30年度（2018年度）以降の見込量は、過去の利用実績をもとに設定します。

確保の方策は障害のある人の自立や社会参加を促進するために、様々な環境整備、各種支援などを行うことが必要なため、地域の障害のある人のニーズを把握し、効果的な実施方法を検討していきます。

□就業・就労支援事業

サービス名	内 容
知的障害者職親委託事業	職親として登録されている民間事業者に、知的障害のある人に対する生活指導や技能習得訓練等の委託をします。

■これまでの実績・推計見込量【平成29年度（2017年度）は実績見込み】

	実 績			推計見込量		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
知的障害者職親委託事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【見込量・確保の方策】

委託民間事業所数は、現状通りを見込みます。

確保の方策は専門的な技術を持つ事業所に委託することにより適切なサービスを提供します。

第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進

(1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制

児玉郡市障害者自立支援協議会を核として、関連計画所管部門、児玉郡市内他市町（本庄市、美里町、神川町）、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、共同して計画の推進に努めます。

(2) 団体、事業者等を含めた広域的な連携

計画の総合的な推進に向け、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での必要な協議を行うとともに、情報の共有を図ることで、連携体制の強化を図ります。

また、町内在住の障害のある人やその家族が利用する障害福祉サービス等は町内だけではなく、近隣市町をはじめ、広範囲にわたっています。そのため、児玉郡市（本庄市、美里町、神川町）やその他障害福祉にかかわる行政機関、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、障害福祉サービス等の向上を図ります。

(3) 障害福祉サービス等や障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービスの内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、障害者虐待の防止に向け、事業所等に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

(4) 障害福祉事業者の質の確保と支援

市町村事業である地域支援事業の実施に当たっては、町に登録した事業者等がサービス提供者となりますが、これらのサービス事業者に対して、埼玉県や児玉郡市（本庄市、美里町、神川町）と連携を図り、質の確保に努めます。

また、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について、さらに検討を進めます。

(5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の点検及び評価

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、PDCAサイクルのプロセスに基づき、その実績を把握し、障害者施策の動向を踏まえながら、計画の達成状況を点検し、評価を行うとともに、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

※ 参考資料（上里町障害者数の推移）

各年度3月末日現在

	種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)
身体障害	1級	312人	320人	327人
	2級	153人	156人	160人
	3級	180人	174人	173人
	4級	217人	210人	208人
	5級	64人	65人	67人
	6級	61人	66人	65人
	計	987人	991人	1,000人

知的障害	○A	41人	42人	43人
	A	54人	55人	54人
	B	76人	83人	92人
	C	50人	52人	52人
	計	221人	232人	241人

精神障害	1級	13人	15人	14人
	2級	69人	70人	73人
	3級	26人	36人	38人
	計	116人	121人	125人

総計	1,324人	1,344人	1,366人
----	--------	--------	--------

※ 策定経過

月 日	内 容
平成30年(2018年) 1月29日(月)	児玉郡市障害者自立支援協議会へのヒアリング
2月1日(木) ～2月20日(火)	町内障害者福祉関連団体等への意見聴取 障害者福祉に関連の深い、以下の団体に当該計画の内容確認を依頼 ～確認依頼先～ ・上里町社会福祉協議会 ・梨花の里 ・つどい福祉会 ・からし種福祉会
2月23日(金) ～3月14日(水)	町役場内関係各課に当該計画の内容確認を依頼 ・子育て共生課 ・健康保険課 ・高齢者いきいき課 ・学校教育課
2月5日(月) ～3月6日(火)	パブリックコメントを実施

第5期上里町障害福祉計画
第1期上里町障害児福祉計画
(素案)

平成30年(2018年)1月

発行 上里町

編集 上里町役場 町民福祉課 社会福祉係

〒369-0392 上里町大字七本木5518

電話 0495 (35) 1224

FAX 0495 (33) 2429